

東広島都市計画地区計画の変更(東広島市決定)

都市計画吉川地区工業団地地区計画を次のように変更する。

名		称	吉川地区工業団地地区計画
位		置	東広島市八本松町吉川の一部及び吉川工業団地の一部
面		積	約 50.6ha
地 区 計 画 の 目 標			高度技術に立脚した工業開発に関する計画（昭和59年3月24日承認）に基づいて、工業団地造成等によって道路、公園、上下水道、雨水貯留施設等の都市基盤整備を行った当該地区について、建築物に関する制限を行い、緑化の推進、公害の未然防止を図り、当該地区及び周辺地域の環境の維持増進を図る。
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用に関する基本方針		当該地区は、周辺の環境を配慮したうえで、高度技術工業集積の場にふさわしい土地利用を図る。
	地区施設の整備の方針		当該地区には、工業団地造成事業により、道路、公園等が整備されているので、これらの施設の機能が損なわれないよう維持、保全を図る。
	建築物等の整備の方針		建築物等について以下の制限を定める。 1 建築物等の用途の制限 2 建築物の敷地面積の最低限度 3 壁面の位置の制限 4 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限 5 垣又は柵の構造の制限
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	別表に掲げる建築物は、建築してはならない。
		建築物の敷地面積の最低限度	500㎡
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は3メートル以上とする。
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物等は、美観を確保し周囲と調和するものとし主要構造部を不燃材料とする。
		垣又は柵の構造の制限	1 敷地の周囲に設置する垣又は柵の構造は、生垣又は開放性のあるフェンスとする。 2 門の高さは、地盤面から2メートル以下とする。

「区域は計画図表示のとおり」

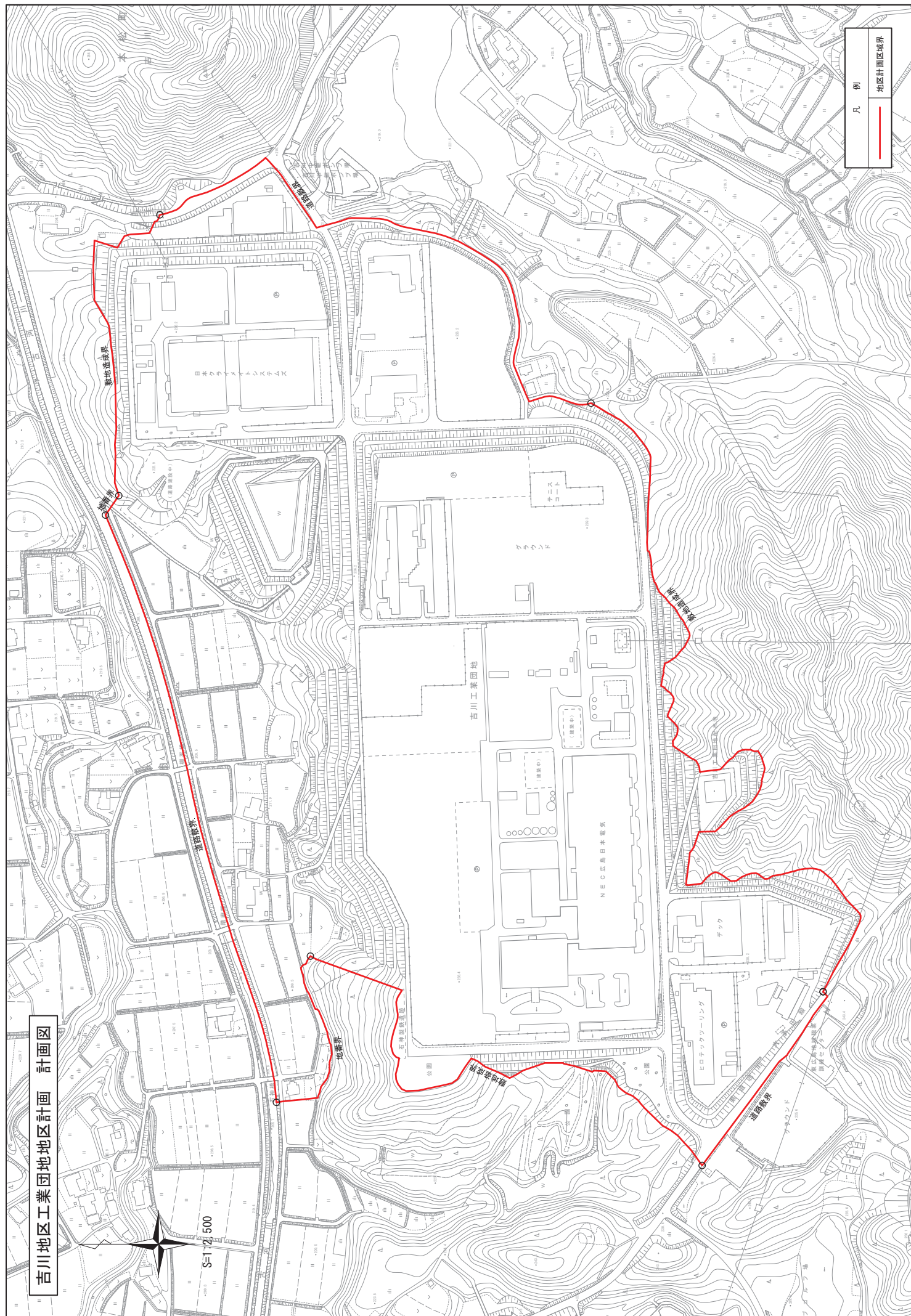
別 表

1 次の各号に掲げる事業を営む工場

- (1) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の火薬類（玩具煙火を除く。）の製造
- (2) 塩素酸塩類、過塩素酸塩類、硝酸塩類、黄燐、赤燐、硫化燐、金属カリウム、金属ナトリウム、マグネシウム、過酸化水素水、過酸化カリ、過酸化ソーダ、過酸化バリウム、二硫化炭素、メタノール、アルコール、エーテル、アセトン、酢酸エステル類、ニトロセルロース、ベンゾール、トルオール、キシロール、ピクリン酸、ピクリン酸塩類、テレピン油又は石油類の製造
- (3) マツチの製造
- (4) セルロイドの製造
- (5) ニトロセルロース製品の製造
- (6) ビスコース製品の製造
- (7) 合成染料若しくはその中間物、顔料又は塗料の製造（漆又は水性塗料の製造を除く。）
- (8) 引火性溶剤を用いるゴム製品又は芳香油の製造
- (9) 乾燥油又は引火性溶剤を用いる擬革紙布又は防水紙布の製造
- (10) 木材を原料とする活性炭の製造（水蒸気法によるものを除く。）
- (11) 石炭ガス類又はコークスの製造
- (12) 塩素、臭素、ヨード、硫黄、塩化硫黄、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、燐酸、苛性カリ、苛性ソーダ、アンモニア水、炭酸カリ、せんたくソーダ、ソーダ灰、さらし粉、次硝酸蒼鉛、亜硫酸塩類、チオ硫酸塩類、砒素化合物、鉛化合物、バリウム化合物、銅化合物、水銀化合物、シアン化合物、クロールズルホン酸、クロロホルム、四塩化炭素、ホルマリン、ズルホナール、グリセリン、イヒチオールズルホン酸アンモン、酢酸、石炭酸、安息香酸、タンニン酸、アセトアニリド、アスピリン又はグアヤコールの製造
- (13) たんぱく質の加水分解による製品の製造
- (14) 油脂の採取、硬化又は加熱加工（化粧品製造を除く。）
- (15) ファクチス又は合成樹脂の製造
- (16) 肥料の製造
- (17) 製紙（手すき紙の製造を除く。）又はパルプの製造
- (18) 製革、にかわの製造又は毛皮若しくは骨の精製
- (19) アスファルトの精製
- (20) アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸溜産物又はその残りかすを原料とする製造
- (21) セメント、石膏、消石灰、生石灰又はカーバイドの製造
- (22) 金属の溶融又は精練（容量の合計が50リットルをこえないつば若しくはかまを使用するもの又は活字若しくは金属工芸品の製造を目的とするものを除く。）

2 住宅

- 3 共同住宅、寄宿舎又は下宿（当該地区に立地する事業施設の従事者のための共同住宅及び寄宿舎を除く。）
- 4 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの
- 5 物品販売業を営む店舗又は飲食店
- 6 図書館、博物館その他これらに類するもの
- 7 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの
- 8 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
- 9 カラオケボックスその他これらに類するもの
- 10 ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの



吉川地区工業団地地区土画 国土画図